令和７年（フ）第６２２号
横浜市港北区篠原町1026－１　エルム篠原101号、住民票上の住所札幌市東区北27条東17丁目１番５－101号
破産者　東　　将太
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２５２４号
札幌市厚別区大谷地西５丁目２番22－105号、申立時の住所札幌市豊平区月寒東１条20丁目１番36－３号
破産者　皆川　　愛（旧姓渡邉）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１２２号
札幌市白石区栄通１丁目12番３－407号
破産者　福田　康広
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１８９号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目６番３－101号
破産者　石井　靖隆
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５６６号
宮城県岩沼市下野郷字北谷地239番地の１－201
破産者　引地　仁美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９号
宮城県登米市中田町石森字加賀野二丁目18番地11　グレスパール201、従前の住所宮城県登米市迫町佐沼字萩洗二丁目６番地６
破産者　後藤　功一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第１３号
栃木県下都賀郡壬生町幸町二丁目24番２号　メゾン・ド・シガール　103号室
破産者　髙梨　智弘
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第７５号
栃木県鹿沼市富岡７番地４
破産者　橋本　大介
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第８４号
群馬県館林市近藤町182番地の２、前住所群馬県伊勢崎市市場町１丁目２番地３
破産者　スタジオボーダーこと　田島　正章
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第７４２号
神奈川県平塚市徳延１丁目８番61号　ハピネスしおんの里
破産者　芝濱　　悟
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１４８号
和歌山県和歌山市吹屋町３丁目７番地　グランディール山十202、破産手続開始決定時の住所神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷五丁目19番地２　グラスコートＣ105
破産者　芳野　徹夫
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１６４号
相模原市南区相模大野６丁目13番４号　高木ビル１－Ｃ
破産者　岩本　真明
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３４０号
相模原市緑区二本松４丁目17番44号　エステート二本松203
破産者　加藤寿々香
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３６０号
相模原市緑区大島1437番地２　ルミエール大沢101
破産者　川久保英紀
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３７９号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目47番７－104号　グリーンヒルズひばりが丘
破産者　藤田　春輔
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１６５号
福井県越前市家久町第115号７番地の15
破産者　池田　　守
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７１号
福井県大野市有明町10番15号
破産者　髙畠　花惠
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７６号
福井市門前町第５号75番地13
破産者　佐藤　亜樹
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係